

第 2 2 期 第 2 0 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年2月21日（火）午後2時00分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	木 村 慶 造
〃	坂 岡 正 彦	
〃	宮 野 昭 一	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	主幹	田 澤 亮
	技師	水 木 裕
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 副所長	田 村 直 明

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第4号：東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第5号：東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第20回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第20回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、

田高委員と堤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等の決定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします、議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料の方、1ページおめくりください、2ページ目から説明いたします。

いつものように、漁業種類と漁業を営む者の資格、それから、許可すべき船舶等の数について御説明いたします。

2ページ目は、いさざひき網漁業でございます。

東共第14号ということで、三沢市漁協の組合員行使権者で3隻となっております。

続いて、3ページ目でございます、ひらめ固定式刺し網漁業でございます。
佐井村に住所を有する者ということで、佐井村漁協の船17隻ということになって
おります。

4ページ目に移ります、小型いか釣り漁業（自家用釣餌用）でございます。
大間漁協5隻ということになっております。

5ページ目でございます、うに潜水器漁業、東共第47号ですので、佐井村漁協と
いうことで1人、それから、2段目が、ほや潜水器漁業、これも同じく佐井村漁協で
1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます、御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見が
ありましたらお願ひいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名
を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんですか。

富田委員

はい。

会 長

はい、富田委員。

富田委員

ちょっと聞きたいんだけど、この魚の種類なんだけど、いさぎひき網ってあるん
ですけども、イサザとオキアミと違うのかな、これ、イサザの中にオキアミってある
のかな。

会 長

三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

いわゆる、いさぎ網ということで、船で曳いて獲る網ですけども、今おっしゃった
違いというのは……。

会 長

富田委員。

富田委員

細かく分けると、イサザとオキアミとは、ちょっと違うような気がしたんだけど、ただ、魚類的に一つのものであれば、イサザでいいんだけども、イサザというのは、沿岸で、砂浜で獲るのが普通イサザ、近くでね、ツノナシオキアミとか、そういうのは沖合で、岩手県とか宮城県で獲っているでしょう、船曳で。

それと種類が違うのであれば、イサザで良いのか、オキアミでいいのかというあれなんだけど、一つでいいのかなこれは、以上です。

会 長

三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

そうですね、イサザ一つでずっとやってきているというふうにしていましたけども。

会 長

事務局長。

長根事務局長

事務局からです、この漁業の種類ですけども、これは、従来から許可しているもので、これは、多分、三八管内での操業になるかと思います。

この操業の実態につきましては、古来から行われていた「いさざ網」「ニホンイサザ」、シロイサザですね、それを指すものと認識しておりますので、富田委員の口述の「ツノナシオキアミ」はこれには含まれないと認識しています。

富田委員

オキアミになると、別にまた許可を取らなきゃいけないということなる。

長根事務局長

許可制につきましては、漁法にもよるとは思いますけども、宮城の方にあるような船曳といいますか、そういったものになれば、また別の許可になろうかと思いますが、事務局ですので、その辺のところの確度はちょっと保証しませんけども。

会 長

富田委員。

富田委員

最近は、イサザというの、沖合で獲っているのかどうか分からないけど、殆どがツノナシオキアミをイサザというところもあるんですけども、学名的には、あれはあれですよ、イサザではないような気がしたんですけども、どうでしたっけ？あれ。

ただ、今、初めてこれが出たんでね、ただ、船曳で掛け回しして獲ると、結局、オキアミとイサザと違うのであれば、オキアミを獲ると違反になるということになるんですよ。

会 長

ここで休憩に入ります。

~~~~ 委員会休憩中 ~~~~

**会 長**

それでは、休憩を取り消し会議に入ります。

富田委員。

**富田委員**

オキアミとイサザの違いは、一緒なんですか、違うんですか、簡単に説明願います。

**会 長**

三橋副参事。

**水産振興課 三橋副参事**

イサザとオキアミは別種でございますので、これは、あくまで従前からイサザを引き網として許可してきているものでございます。

**会 長**

他に御質問、御意見はありませんですか。

**富田委員**

ありがとうございました。

**委 員**

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

ありませんですか。

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）」について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

はい、会長。

## 会 長

はい、局長。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、令和4年10月5日付けの協議依頼により、11月16日、当委員会協議会で御審議いただいておりますが、今回、改めて委員会に意見を伺っているものです。

資料1を御覧ください、県知事からの諮問文です、件名及び本文を読み上げます。

青森県水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(案)について、このことについて、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規程に基づき諮問します。

以上となりますが、この後、県側から説明がありますので、詳細につきましては省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

## 会 長

県から補足説明があればお願いします。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

**会 長**

はい、清藤総括主幹。

**水産振興課 清藤総括主幹**

それでは、補足説明させていただきます。

議案にありますように、長い名前ではありますが、いわゆる、第8次の青森県栽培漁業基本計画ということになります。

今回、第8次となる県栽培漁業基本計画につきましては、昨年11月に貴委員会に事前協議させていただいたものですが、本日は、最終案についての諮問となります。

最終案につきましては、まず、資料の一番最後のページに種苗放流目標の一覧表を付けておりますが、こちらについては、事前協議の段階と変更はございません。

主な修正点といたしましては、計画の2ページ目を御覧ください。

6番目に、生物多様性の保全への配慮とありますが、これが、事前協議後に追加した項目となります。

こちらについては、国の第8次基本方針にも記載がある項目ですが、内容的には通常、天然海域では、沢山の親が沢山の子どもを産むわけですが、栽培漁業では、特定の親から沢山の子どもを作って放流するため、遺伝的な多様性が乏しくなり、環境変化への適応力が低下するといったリスクや、他の海域から導入した種苗については、放流海域の環境に適応できないリスクなどが指摘されています。

これについて、国や国の研究機関では、種苗生産にあたって、なるべく沢山の親を使うことや、親を定期的に入れ替えること、遺伝的な攪乱が起きないように、なるべく地元の親を使うことなどを指針として定めており、県計画においても、この指針を種苗生産現場へ普及していくことと定めたものです。

なお、計画の最終案につきましては、海上保安部や港湾管理者等に協議し、異議ないとの回答を得ているほか、パブリックコメントを実施したところ、意見の提出がなかったものです。

補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長**

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。



尾崎委員

はい。

会 長

尾崎委員。

尾崎委員

4番のところですけども、1ページ目の4番。ヒラメのことなんですけども。「ヒラメについては、漁業者等から栽培協会への負担金の拠出により」というところがあるんですけども。

今、八戸の市場さ水揚げしている漁業者から出ている声が、組合さ所属していない漁船登録を持っている船が水揚げしているわけですよ、ヒラメを、その水揚げしたのに対しての協力金というのは、取られてねえと思うんだよ。

我々漁業者は、組合を通してやっているから、全部、その時点で協力金は取られているはずなんです。

そこら辺、県の方でどういうふうに考えているか。

実は、昨日、市場の会議があって、その時も、市場の方さも「こういう問題が出ているから、どうしたらいいか」っていう話はしておいたんだ。そこら辺のところ、ちゃんとしてもらわねば、うちの組合員だって、俺さ、これだけ組合辞めて何もはいねんでやってもいいんだば、これの方、うんっていいじゃって。

負担金も取られねえ、賦課金も取られねえしって、そういう話が出ているから、そこら辺のところ、ちゃんとこれからやってもらわないと、大きい問題になってくると思うので、よろしくお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、分かりました。

会 長

いいですか、他にありませんですか、ありませんですか。

ないようですので、それでは議案第2号について、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしと認め、それでは、議案第2号「青森県水産動物の種苗の生産及び放流並

びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について（諮問）」は、原案どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

### 長根事務局長

はい、会長。

### 会 長

はい、局長。

### 長根事務局長

それでは、説明いたします、資料の1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です、件名及び本文の主要部分を読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための東通村老部川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について（依頼）。

県では、サクラマス資源増大のため、昭和60年度から東通村老部川において、サクラマス降海型幼魚（スマルト）の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには老部川河口周辺海域での操業制限によってそ上親魚を増大させる必要があります。

については、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

次に、この依頼文につきましては、白糖及び小田野沢漁業協同組合の同意書、県への要請文が添付されております。

資料2を御覧ください、老部川内水面漁業協同組合長からの依頼文です、これも、増殖事業を進めるにあたり、そ上親魚確保のため、河口域での制限が必要である旨の依頼内容となっております。

次に資料3を御覧ください、委員会指示案となります、前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第4号、漁業法第120条第1項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する、令和5年3月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

以下の内容は、年次を1年更新した以外は、昨年度と同様、同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということ

承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

補足説明させていただきます。

本件につきましては、2月14日に開催された青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々にも御審議いただき、内容について了解を得ているものです。

補足説明は以上です、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見はありませんですか、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見等もないようでありますので、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第3号「東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第4号「東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

**長根事務局長**

はい、会長。

**会 長**

はい、局長。

**長根事務局長**

それでは、説明いたします、資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です、件名及び本文を読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）、本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成20年3月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成20年度以降は、漁協からの要望と青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行ってきたところです。

令和5年度におきましても、貴海区管内6漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌による漁業への影響を防止する必要があることから、別紙の内容により、まき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

2ページ目は、令和4年度と5年度の内容の新旧対照表です。3ページ目は、個別具体的な指示の内容です。今年も漁協の確認を得た上で、昨年同様の禁止区域とすることとしています。

4ページ目には、委員会指示要望区域の全県の位置図です。

5ページ目以降は、個別の制限区域の位置図となります。

次に資料2を御覧願います、委員会指示案となっております。

前段のみ読み上げます、青森県東部海区漁業調整委員会指示第5号、青森県東部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する、令和5年3月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

以下の内容は、県から依頼のあった内容を指示案としたもので、禁止区域については、昨年度と同じ内容となります。

2ページ目は、年次を1年更新した以外は、昨年と同様となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

補足説明させていただきます。

本件につきましても、2月14日に開催された、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々にも御審議いただき、内容について了承を得ているものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見はありませんですか、ありませんですか。

御質問、御意見もないようですので、それでは、御質問、御意見がないようでありますので、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第4号「東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第5号「東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

これは、平成4年から県の依頼により、委員会指示を発動してきているものです。資料1を御覧ください。

県農林水産部長から東部海区会長あての依頼文となります。

件名及び本文を読み上げます、青森県東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動について（依頼）、このことについて、本県東部海区管内における漁業操業の秩序維持及び紛争の未然防止を図るため、別紙のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動してくださるようお願いいたします。

2ページ目以降は、具体的な内容となりますが、年次を1年更新したほかは、昨年と同様となっております。

最後の11ページ目に承認、試験操業禁止区域が図に示されております。

次に、資料2を御覧願います、委員会指示案です。

前段のみ読み上げます、青森県東部海区漁業調整委員会指示第6号、青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえ縄漁業（底はえ縄漁業）の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する、令和5年3月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

以下、年次にかかる部分を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

## 会 長

県から補足等があればお願いします。

## 水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

## 会 長

三橋副参事。

## 水産振興課 三橋副参事

議案第5号につきましては、県の方から補足説明はございません。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見はありませんですか、ありませんですか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

御質問、御意見がないようでありますので、議案第5号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第5号「東部海区管内における底魚類のはえ縄漁業の操業の指示について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任いたします。

それでは、議案全て終了しましたので、以上、これをもちまして第22期第20回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時35分